様式第１号（第９条関係）

別紙１

年　　月　　日

江府町長　様

申請者 住　　所

（誓約者） 氏　　名

電話番号

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付申請書

　　　　年度江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付を受けたいので、本補助金交付要綱第９条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

　なお、申請に際して、裏面の各事項について承知し、誓約をいたします。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 補助対象空家 | 所在地 | 江府町大字 | |
| 所有者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 2. 補助対象経費 | | （事業計画書（Ａ）の金額）  円 | |
| 3. 補助金交付申請額 | | （事業計画書（Ｂ）の金額（千円未満切捨て））  円 | |
| 4. 事業完了予定年月日 | | 年　　　　　　月　　　　　　日 | |

※添付書類

1. 事業実施（変更）計画書（様式第２号）
2. 補助対象事業に要する経費の見積書の写し（解体工事を実施する場合のみ。内訳明細が記されたもの）
3. 補助対象空家の位置図
4. 補助対象空家の現況写真
5. 補助対象空家及びその土地の登記事項証明書の写し
6. 本補助要綱第６条１項第２号に規定する場合において、他の所有者全員から除却に関する委任を受けたことを証する書類
7. 解体工事を施工する場合、工事額が５００万円未満の場合は解体工事業登録通知書の写し、５００万円以上の場合は解体工事業の建設業許可通知の写し
8. 申請者が江府町在住者でない場合は住民票謄本の写し、又はその代替となり得る証明書等の写し
9. 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類一式
10. 前各号に掲げるもののほか、町長から必要であると指示された書類

|  |
| --- |
| 誓約事項  ○私は、補助対象空家に共有者（相続人を含む。）がいる場合、当該補助対象空家の除却について当該者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。  ○私は、補助対象空家に所有権以外の権利を有する者がある場合、当該補助対象空家の除却について当該者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。  ○私は、補助対象空家の所有者と補助対象空家が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合、当該補助対象空家の除却について当該者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。  ○私は、補助対象空家が区分所有の長屋建ての住宅の場合、当該補助対象空家の除却について当該区分所有者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任もって解決することを誓約します。  ○私は、暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。  ○私は、当該補助金の交付申請に当たり、他の補助金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。 |

様式第２号（第９条、第12条関係）

別紙３

工事実施（変更）計画書

１　補助対象空家の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用　　途 | | □戸建住宅　　　　　　□長屋建住宅  □併用住宅　　　　　　□共同住宅 |
| 構造規模 | 構　　造 | 造 |
| 階　　数 | 地上　　階　・　地下　　階 |
| 対象延床面積 | .　　　　㎡ |

２　解体工事の施工業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施工業者 | 所在地 |  |
| 連絡先 |  |
| 名　称 | 担当者名（　　　　　　　　） |
| 解体工事業の許可 | □事業登録をしている  　　□建設業許可を受けている |

　　　※解体工事を実施する場合のみ記入ください。

３　事業費の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 金額 |
| 補助対象経費（Ａ） |  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 計 | 円 |
| 補助対象外経費 |  | 円 |
|  | 円 |
| 計 | 円 |
| 補助金交付申請額　（Ｂ）  （＝（Ａ）×４／５　　補助限度額50万円（千円未満切捨て）） | | 円 |

　　　※「補助対象工事費及び補助対象経費（Ａ）」は、除却工事費のうち補助対象とならない費用（機械、車両等の移転若しくは処分に係るもの）を除いた額とする。

※補助金交付申請額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

様式第３号（第10条関係）

別紙５

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付決定額　　金　　　　　　　　　　　　円
2. 交付条件
   1. この補助金は、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付要綱（以下、「本補助金交付要綱」という）に基づくものであり、記載される内容に従うこと。
   2. 補助対象事業が完了したときは、完了の日から３０日を経過した日又は２月末日のいずれか早い日（その日が休日その他公休日にあたるときはその翌開庁日）までに、江府町特定空家等除去支援事業補助金実績報告書（様式第８号）を提出すること。
   3. 町長が必要と認めた場合は、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査をすることがあること。
   4. 前各項目及び本補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消すことがあること。
   5. 本補助金交付要綱に記述のない事項については、江府町補助金交付規則（昭和３８年江府町規則第１３号）の規定による。

様式第４号（第10条関係）

別紙７

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金不交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付については、不交付の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1. 申請年月日　　　　　年　　月　　日
2. 不交付の理由

様式第５号（第12条関係）

別紙１０

年　　月　　日

江府町長　様

申請者名

江府町特定空家等除去支援事業補助金変更交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号により江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付決定を受けた本補助対象事業について、下記のとおりその内容を（変更・中止）したいので、申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請内容 | □変更　　　　　　□中止 | |
| 補助対象空家の所在地 | 江府町大字 | |
| （変更・中止）年月日 | 年　　　　　　　月　　　　　　　日 | |
| （変更・中止）の理由 |  | |
| 変更の内容  （※変更の場合のみ） |  | |
| 補助対象経費 | 変更前  円 | 変更後  円 |
| 補助金交付申請額 | 変更前  円 | 変更後  円 |

※関係書類（変更の場合のみ添付）

1. 工事実施（変更）計画書（第２号様式）
2. 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
3. 変更見積書の写し（解体工事を実施する場合のみ。内訳明細が記されたもの）
4. 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※中止の場合、関係書類の提出を求めることがあります。

様式第６号（第12条関係）

別紙１２

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付変更等決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで変更等の申請のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付については、次のとおり変更等の承認を決定したので、本補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1. 既承認の内容
2. 変更後の補助金の交付決定額　　金　　　　　　　　　円

様式第７号（第13条関係）

別紙１４

年　　月　　日

江府町長　様

報告者名

江府町特定空家等除去支援事業補助金実績報告書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号により江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、関係書類を添えて実績報告をします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 円 |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助金精算額 | 円 |
| 補助対象工事期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

※関係書類

1. 補助対象事業に要する経費の請求書の写し、又は領収書の写し（いずれも内訳明細が記されたもの）。なお、請求書の写しを提出した場合は、支払終了後、領収書が発行されてから１０日以内にその写しを町に提出すること。
2. 事業実施状況写真（実施前と実施後のそれぞれを撮影し、かつ事業の内容が確認できるもの）
3. 解体工事を施工する場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出書の写し（補助対象工事が同法第９条第１項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第Ⅰ項の産業廃棄物管理票（マニュフェスト）Ｅ票の写し
5. その他、町長が必要と認める書類

様式第８号（第14条関係）

別紙１６

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付確定通知書

　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金について、下記のとおり額の確定を行いましたので、本補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

確定補助金額 金 円

（注意事項）

1. 以下の項目に該当する場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
   1. 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
   2. 補助金の交付決定前に、補助対象事業に着手していたことが判明したとき。
   3. その他、補助金の交付決定を取り消すことが適当と町長が特に認めたとき。

様式第９号（第１５条関係）

別紙１８

年　　月　　日

江府町長　様

請求者 住　　所

氏　　名

電話番号

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付請求書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号により交付確定の通知のありました江府町特定空家等除去支援事業補助金について、本補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

請求金額　　　　　　　　　　　　　　円

様式第１０号（第１７条関係）

別紙２０

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付取消通知書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定をした江府町特定空家等除去支援事業補助金について、交付決定の一部（全部）取消しを決定したので、本補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額 金　　　　　　　　　円

２　補助金交付決定取消額 金　　　　　　　　　円

３　取消しの理由